

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の最大化をはかる観点から経営判断の迅速化、経営の効率化を進めるとともに、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実並びに適時適切な情報開示を重要課題としております。また、コーポレートガバナンスの確立が、企業価値増大のための重要課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4株主総会における権利行使】

当社の株主構成における海外投資家比率は1%以下と低く、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳はしていません。今後、海外投資家が相当数を超えるなどの状況に応じて、対応を考えてまいります。

【補充原則3-1-2情報開示の充実】

当社の株主構成における海外投資家比率は1%以下と低く、現状では英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後海外投資家が相当数を超えるなどの状況に応じて、対応を考えてまいります。

【補充原則4-1-3最高経営責任者等の後継者の計画についての監督】

次期代表取締役候補は、現代表取締役を除く取締役全員が候補者であり、各取締役は、取締役会から与えられた経営課題への取組みを通じて経営能力を養成しております。また、今後、各取締役の職務執行状況を定期的に評価するように体制を整備いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、配当、キャピタルゲインなどの投資収益を獲得する目的以外に、地域社会や取引先との関係を維持・強化する目的で、政策保有株式として地元公開会社や取引先の株式を保有しております。地域社会や取引関係の維持・強化によって得られる当社の利益と投資額等のリスクを総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引を行う場合は、取締役会規程に取締役会での決議事項として、事前にその内容や時期等について審議を要することを定めております。この場合、取引関係にある役員は、当該取締役会での決議は行えないものとしております。

また、関連当事者間の取引を行う場合は、取締役会決議のほか、監査等委員会の承認を受けるものとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念など

基本理念を当社ホームページで開示しております。また中長期経営方針として「筋肉質な収益構造の確立」「分野・用途の開拓強化、新製品の開発」「グローバル展開の強化」をはかっておりますが、具体的な数値目標についてはさだめておらず、今後の検討課題としております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社はすべてのステークホルダーに対する企業価値の向上を目的とし、経営の公平性、透明性を確保するとともに、株主に対する受託者責任、説明責任を十分に果たします。コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、適正かつ迅速な意思決定、業務執行体制ならびに適正な監督、監査体制を構築することを基本方針としております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

業績および各人の貢献度などを勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内において適正に決定しております。報酬決定に関する具体的方針と手続の開示については今後検討してまいります。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役選任方針と手続は以下のとおりとなります。

1) 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2) 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に関する考え方を定め、取締役候補者を決定するに際しては、かかる考え方に基づき、取締役の多様性に配慮する。

3) 新任取締役の候補者は、本方針を踏まえ、公正、透明かつ厳格な審査を経た上で、取締役会で決定される。

なお、監査等委員である取締役候補の指名については、事前に監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の個々の選任・指名理由を株主総会招集通知に都度開示しています。

【補充原則4-1-1取締役会の役割・責務(1)】

当社は、組織規程において、業務分掌及び職務権限分掌を明確に定めており、経営陣は、当該規程の定めに従って職務を執行しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役(以下「社外役員」)の独立性基準を以下のと

おり定め、社外役員(その候補者も含む)が、次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社の業務執行取締役、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者またはあった者
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - 1) 当社の主要な取引先(注1)
 - 2) 当社の主要な借入先(注2)
3. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
4. 当社から多額(注3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
5. 当社から多額の寄付を受けている者(注4)
6. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主またはその業務執行者
7. 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
8. 過去3年間において、上記2から7までのいずれかに該当していた者
9. 配偶者及び二親等内の親族が、上記1から8までのいずれかに該当する者(3項及び4項を除き、重要な者(注5)に限る)
10. 社外役員の相互就任関係(注6)となる他の会社の業務執行者
11. 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(注1)主要な取引先とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

(注2)主要な借入先とは、当社が借入を行っている金融機関であって、事業年度末の借入金残高が当社の総資産の2%を超える金融機関をいう。

(注3)多額とは、当該専門家への役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1)当該専門家が個人として当社に役務提供をしている場合は、当社から收受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2)当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社に役務提供をしている場合は、当該団体が当社から收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

(注4)当社から年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

(注5)重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(注6)当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

【補充原則4-11-1取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方について、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1(4)に記載のとおりです。今後は必要に応じて社内規程等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4-11-2取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では社外取締役1名が他の上場会社の社外取締役を兼任しております。兼任状況の開示は株主総会招集通知の事業報告に毎年開示しております。

【補充原則4-11-3取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は取締役会で、取締役会の実効性に関して、取締役会の構成、運営・審議状況などの観点から自己評価を実施致しました。その結果、取締役会の構成は経験や実績からバランスよく構成され、異なる経歴・知見・専門性などを有する社外取締役が加わることにより多様性を維持しております。運営、審議状況に関しましては審議事項についての再考、審議資料の事前配布及び社外取締役に対する情報提供方法などを検討課題としております。

【補充原則4-14-2取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役及び監査等委員に対し適宜必要な研修や法令改正等の情報提供を行い、取締役及び監査等委員の知識や能力の向上をはかっております。また、取締役及び監査等委員は自ら必要なセミナーや外部団体への加入、参加を主体的に行い、自己啓発をはかっております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では取締役経営企画部長をIR担当取締役として選任するとともに、経営企画部をIR担当部署としております。

株主に対しては、株主総会后に近況説明会を実施することを基本方針とし、IRに関する活動詳細は本報告書「3. 2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ワイエス興産有限会社	1,237,032	11.41
安原 禎二	1,191,560	10.99
ヤスハラケミカル取引先持株会	815,820	7.53
敷田 憲治	694,800	6.41
株式会社中国銀行	511,488	4.72
槇本 通	474,000	4.37
沖津 妙子	462,600	4.27
有限会社マキ	403,725	3.72

有限会社宗江	373,725	3.45
後藤 一紀	245,880	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
前岡 良	その他													
内林 誠之	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前岡 良	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士事務所に勤務しており、その専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役会の監視とともに提言・助言をいただけるため、監査等委員に選任しております。 ・前岡氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、当社の主要株主ではありません。また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。 ・さらに同氏は、長年にわたり社外監査役を就任され、当社の業務にも精通されていることから、当社の独立役員として適任であると判断いたしましたので、同氏を指名することといたしました。

内林 誠之	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士としての専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役会の監視とともに提言・助言をいただけるため、監査等委員に選任しております。 ・内林氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、当社の主要株主ではありません。また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。 ・さらに同氏は、長年にわたり社外監査役を就任され、当社の業務にも精通されていることから、当社の独立役員として適任であると判断いたしましたので、同氏を指名することといたしました。
-------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について以下のとおり定めております。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員会の指示命令に従わなければならないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部統制の徹底と業務プロセス及び業務全般の適正性、妥当性、効率性を監視する目的で監査室(人員1名)を設置しております。監査結果は社長に報告しており、被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し改善事項の指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

また、監査等委員は、毎月開催しております取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、改善策の立案を求めています。常勤の監査等委員である取締役と非常勤の監査等委員である取締役の連携につきましては、監査等委員会におきまして相互の認識を確認し、監査等委員会は会計監査人との意見交換も随時行っており、会計監査についての監査体制は十分に機能するものと考えております。さらに、監査等委員会の内部統制監査につきましては、監査室並びに経理部等関係部署との連携を深め、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況の確認及び改善を求めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、業績等を勘案して役員賞与の支給を行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第58期(平成28年3月期)有価証券報告書にて開示した役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支給した報酬及び支給人員	4名	149,733千円
監査役を支給した報酬及び支給人員	3名	12,140千円
(うち社外監査役)	(2名)	(4,800千円)

- (注) 1. 使用人兼務役員の使用人給与相当額は10,690千円であり、上記金額には含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額(取締役22,083千円、監査役540千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 更新

内部統制の徹底と業務プロセス及び業務全般の適正性、妥当性、効率性を監視する目的で監査室(人員1名)を設置しております。監査結果は社長に報告しており、被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し改善事項の指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年6月16日開催の第58期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に的確に応える体制の構築を目指します。企業統治の体制の概要は次のとおりであります。

<取締役会>

取締役会は取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は経営全般に関する重要事項についての意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、その機能強化をはかっております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされており、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行の任にあっております。

なお、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年(監査等委員は2年)としております。

<監査等委員会>

当社は監査等委員会設置会社であり、常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役2名で構成しております。監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要会議への出席、必要に応じて監査等委員ではない取締役及び使用人からの活動状況聴取、決裁書類その他の重要書類の閲覧、本社・各工場・事業所等の調査、会計監査人からの監査報告聴取及び意見交換などを通じて、経営に対して監視・監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、監査等委員会設置会社制度が創設されたことを踏まえ、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び社外取締役の経営参画による透明性・効率性の向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化をはかることを目的として、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	3月決算会社の集中日より約10日早く、毎年6月中旬に開催
その他	当社の株主総会は、より多くの株主の皆様が参加できるよう、交通が便利な近隣主要都市のホテルを会場としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後、当社の近況報告会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務・業績関連・人事異動等適時開示資料、有価証券報告書、年次報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のホームページに環境・社会報告書を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理規程を定め、内部情報の管理を徹底するとともに、適時適切な開示に努め、経営の透明性を確保しております。また、客観的な評価による当社の財務の健全性、信頼性及び経営の透明性を確保するため、年1回、株式会社格付投資情報センターによる信用格付け評価を受けております。
その他	株主の皆様にご理解いただくために、定時株主総会終了後、製品説明及び近況の報告を行っており、同時に環境・社会報告書も配布しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役及び使用人に対する研修の実施を行っております。
- 2) 内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部としております。
- 3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、取締役会において報告しております。
- 4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととしております。
- 5) 監査等委員会は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録を含む)については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理しております。当社の取締役及び監査等委員は文書管理規程に従い、常時、これらの文書などを閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下アからオのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えております。
 - ア. 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
 - イ. 重大な事故、災害(労働災害を含む)等が発生させたとき
 - ウ. 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
 - エ. 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難になったとき
 - オ. その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき
- 2) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築いたします。不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り、損害の拡大を防止すべく適切に対応しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行っております。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任について定めることとしております。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の要請があったときは、監査室の職員を監査等委員会の職務を補助する使用人とし、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。
- 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員会の指示命令に従わなければならないこととしております。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は法令及び定款に違反する事項、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- 2) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとしております。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人は監査等委員の監査に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境に整備するよう努めるものとしております。
- 2) 監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<基本方針>

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持た

ない体制を整備するものとしております。

<整備状況>

・対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を当社総務部に定めると共に、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応しております。

・外部の専門機関との連携状況

総務部は、特殊暴力対策協議会、所轄警察署、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、また、反社会的勢力の排除に向けた活動に積極的に参加しております。

・反社会的勢力に関する情報の収集

当社は、反社会的勢力に関する情報を総務部が一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力による被害を防止するための取り組みを支援しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることを通じて企業価値の向上を目指すことを基本姿勢とし、東京証券取引所の適時開示関係規則に従い、適時・適切な会社情報の開示を厳守すべく、以下の社内体制を通じて情報開示を行っております。

(1) 決定事実の開示

当社の決定事実については、所管部署と情報開示責任部署である経営企画部が連携し、適時開示の要否を一次判断し、取締役経営企画部長が代表取締役社長に報告いたします。適時開示が必要とされた案件について、定められた決定機関(取締役会・株主総会)による決定後、取締役経営企画部長の指示により適時開示を実施いたします。

(2) 発生事実の開示

当社の発生事実については、所管部署と情報開示責任部署である経営企画部が連携し、取締役経営企画部長が代表取締役社長に報告いたします。必要に応じて定められた決定機関(取締役会・株主総会)に報告した後、適時開示が必要とされた案件について、取締役経営企画部長の指示により重要情報の種別により適時開示を実施いたします。

(3) 決算情報の開示

当社の決算情報については、経理部が関係部署と調整のうえ、決算情報の開示書類(決算短信・業績予想等)を作成、決定機関(取締役会)による承認後、取締役経営企画部長の指示により適時開示を実施いたします。

(4) 内部情報の管理

当社の役員及び従業員における内部情報の管理については、社内規程である「内部情報管理規程」の運用により徹底をはかっております。

